

こんなトラブル起きてます!

業者による悪質商法だけでなく、スマートフォンを利用した個人間取引でのトラブルも増えています。実際に起きている事例を知ってトラブルに巻き込まれないように注意しましょう。

クーリング・オフ制度について

クーリング・オフとは、契約した後、冷静になって(Cooling Off)考え直す時間を消費者に与え、一定期間内であれば、無条件で契約を解除できる特別な制度です。ただし、通信販売はクーリング・オフ対象外です。

クーリング・オフできる期間は?

- ▼ 訪問販売……………8日間
(キャッチセールス、ポイントメントセールスなどを含む)
 - ▼ 電話勧誘販売……………8日間
 - ▼ 特定継続的役務提供……………8日間
(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス)
 - ▼ 訪問購入……………8日間
(業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)
 - ▼ 連鎖販売取引……………20日間
(マルチ商法)
 - ▼ 業務提供誘引販売取引……………20日間
(内職商法、モニター商法など)
- ※条件によっては、期間に関わらず、クーリング・オフできる場合があります。詳しくは、ライバルにお問い合わせください。



事例1

お試しのはずが…定期購入トラブル

- ◎ 「初回無料」という広告を見てお試しのつもりで注文すると、実は複数回の定期購入だった。



ココがポイント

- インターネットなどの通信販売はクーリング・オフ制度の対象外なので注意が必要です。
- 解約の電話をしても「つながらない」ということも。
- 契約内容を十分確認して申し込みましょう!



事例2

簡単に稼げると言われ…もうけ話トラブル

- ◎ 「簡単な作業で1日10万円稼げる」ということで申し込んだら、高額な教材を買わされてしまった。



ココがポイント

- 簡単に高額収入を得られるような表現は、まず疑いましょう!
- 家族や友人に相談するなど、一度冷静になって考えてみましょう。
- 利用規約などをよく確認しましょう。



事例3

フリマアプリでの個人間取引トラブル

- ◎ 新品と紹介されていた商品が中古品だった。
- ◎ 出品したのは本物のブランド商品なのに、購入者からニセモノだと返金を求められている。



ココがポイント

- 個人間取引は「自己責任」と承知した上で利用しましょう!
- 利用規約をよく読んでルールとマナーを守りましょう!
- 商品を手に取って確認できないことを忘れないように!



事例4

光回線乗り換えセールストラブル

- ◎ 電力関係者を名乗り、「乗り換えが必要だ」と迫ってくる。
- ◎ 費用が安くなるプラン変更と思ったら別会社への乗り換えだった。



ココがポイント

- 安くなると言われてもオプションが付いて結果的に高くなる場合があります。
- 勧誘されてもすぐに返事をせず契約内容をしっかり確認しましょう!
- 必要ないと思ったらきっぱり断りましょう!